

令和6年度第9回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水)午前9時30分から午前10時25分

2. 開催場所 府中市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 10人

1番 秋山 剛	2番 坂永年弘	3番 野津田はるみ
4番 田中智文	5番 小森山仁司	6番 瀬尾 毅
8番 末宗龍司	9番 古城竹吉	10番 竹内茂樹
11番 小寺 旭		

推1番 居神友久	推2番 上岡稔弘	推3番 上門三義
推4番 濱保敬志	推5番 向田定男	推6番 横山寿人
推7番 大野 宏	推9番 井上安人	推10番 加納 巧
推11番 神田純治	推12番 檜崎 登	

4. 欠席委員 7番 木戸安江

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第36号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用集積計画の変更について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 非農地証明交付申請について

議案第39号 荒廃農地調査に伴う非農地判断について

第4 報告事項

報告第22号 農地法第4条の規定による届出について

報告第23号 農地法第5条の規定による届出について

第5 その他

(1) 令和7年1月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和6年度第9回農業委員会総会を開催

します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は7番 木戸委員です。定数に達しておりますので、令和6年度第9回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおります。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、8番 末宗委員、9番 古城委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第33号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を居神委員をお願いします。

【推1番 居神委員】 12月12日に古城委員、譲受人の3名で現地確認を行いました。譲渡人は、以前この地に居住されておりましたが、現在は遠方に居住しており高齢のため耕作管理も困難であるため土地の管理をお願いしていた譲受人に譲渡されることです。譲受人は、自宅からも近く、隣接地を耕作していることから譲り受けることとされました。農業経験も豊富であり問題ないと思われます。

【議長】 ただ今の事務局の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第33号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第33号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて、議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第34号説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明ですが、番号1から番号4は新規の案件ですので補足説明をお願いします。番号5から番号38は更新の案件ですので担当委員の補足説明は省略します。それでは、番号1を居神委員をお願いします。

【推1番 居神委員】 12月20日に古城委員と現地確認を行いました。現地は、上下町小

塚の三原東城線沿いにある府中消防署小塚出張所から東へ約 50mの県道に面したところです。利用権を設定される方は高齢で体調も思わしくないことから、この度借受人の方に利用権を設定しての耕作を依頼されました。借受人は、この圃場に隣接する圃場で同じく稲作をしていることもあり了承し、申請に至ったものです。

【議長】続いて、番号 2 を横山委員お願いします。

【推 6 番 横山委員】現地は、上下郵便局から神石方面に約 350mに位置しています。耕作者は以前より耕作されていた方とのことで引き続き行われるとのこと。

【議長】続いて、番号 3 を上門委員お願いします。

【推 3 番 上門委員】12 月 21 に古城委員と現地確認を行いました。現地は、県道吉舎油木線から貝原方面に右折し、矢多田川を上流に約 100m進んだ左岸側の区画整理が行われた場所になります。借受人は他市へ出られておりますが、隣接する土地を所有し通いで耕作されており、問題はないと思われます。以上です。

【議長】続いて、番号 4 を上岡委員お願いします。

【推 2 番 上岡委員】申請地の貸付人は他市に居住しており、以前より地元の者が耕作を依頼され管理を行っている経緯があります。現在耕作されていた方が高齢となり、経営の規模を減らしたいとのことだったため今回申請のあった借受人がこの申請地の周辺を耕作されていることから利用権を設定されるとのこと。借受人は地域営農組合に加入されており保有設備等も十分で問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局の補足説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 34 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 34 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてですが、農地中間管理事業に取組む案件ですので担当委員の補足説明は省略します。それでは、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第 35 号説明）

【議長】先程の事務局の説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 35 号は提案どおり承認することにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 35 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第 36 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更についてですが、除外の案件については、担当委員の補足説明をお願いします。編入の案件については、事務局からの説明のみとさせていただきます。それでは、事務局から説明してください。

【事務局（田渕）】（議案第 36 号説明）

【議長】それでは、農用地区域からの除外について担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 及び番号 2 を居神委員をお願いします。

【推 1 番 居神委員】12 月 12 日に古城委員、申請人夫婦の 4 名で現地確認を行いました。現地は、上下町小塚の三原東城線沿いの府中消防署小塚出張所から北へ約 100m に位置しています。申請理由は、自宅横にある農地に墓地及び進入路を整備したいとのこと。

現在、申請人の墓地は自宅周辺 4 ヶ所に点在しており、遠方や険しい坂道の裏山にあるため大変不便とのことと、この度、1 ヶ所へまとめることを希望されております。ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 36 号は提案どおり同意することにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 36 号は提案どおり同意します。

【議長】続いて、議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（田渕）】（議案第 37 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 及び番号 2 を加納委員をお願いします。

【推 10 番 加納委員】12 月 23 日に竹内委員、代理人の 3 名で現地確認を行いました。現地は、新河南橋より約 400m に位置しております。譲渡人は耕作管理が困難なため、譲受人へ譲渡し、土地の有効利用を図るとのことです。周辺住民等から同意も取れているとのことと問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 37 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 37 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 38 号 非農地証明交付申請について、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第 38 号説明）

続きまして、補足説明をします。番号 1 は、昭和 29 年頃の先代及び先々代の時に墓石が建立され、墓地として現在まで利用をされています。

番号 2 は、棚田で効率が悪く収益も上がらないことから、昭和 45 年頃に耕作を止めて、年 2 回の草刈り等の管理を行っていたが、管理も困難になったことから荒地となっております。今後耕作する予定もなく、笹が生い茂っている状態です。どちらとも委員と現地確認を行っております。

【議長】こちらの 2 件については、担当委員の体調が悪く現地調査に参入されておられませんので、事務局からの説明とします。

ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 38 号は提案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 38 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第 39 号 荒廃農地調査に伴う非農地判断について、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第 39 号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を居神委員お願いします。

【推 1 番 居神委員】農用地区域から除外する案件で説明したところになります。進入路として利用されてきたところであり、所有者から同意書の提出もいただいておりますので、問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号 2 を上門委員お願いします。

【推 3 番 上門委員】12 月 16 日に居神委員、濱保委員、事務局の 4 名で現地確認を行いました。現地の状況は、4 筆共に駐車場として長年使用されており、今後農地とし

て再利用することは困難であると思われます。各土地の所有者に事情説明を行い、同意もいただいております。以上のことより当該地の非農地判定は妥当とおもわれますのでよろしくお願いします。

【議長】続いて、番号3を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】12月16日に居神委員、上門委員、事務局、土地所有者の親族と現地確認を行いました。現地は、矢野温泉より東へ約300m進んだ県道沿いになります。野菜栽培を試みたそうですが、上手くいかず、一部には果樹も植えたとのことですが、これも活着しませんでした。このため、現在は雑草が生い茂り雑木も生えている状態であり、再度農地として再生利用することは困難と考えられます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第39号は提案どおり非農地判断することにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第39号は提案どおり非農地判断をすることとします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第22号 農地法第4条の規定による届出及び第23号 農地法第5条の規定による届出について、一括して事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第22号、第23号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、令和7年1月24日（金）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】それでは、次回は令和7年1月24日（金）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和6年12月25日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人